

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者への説明資料

中学校・特別支援学校中学部入学に向けて (特別支援学校・手続き)



佐賀市教育委員会学校教育課

6

1 就学先（学びの場）の紹介および就学等に向けた手続き

特別支援学校中学部の紹介

- ・ 県立特別支援学校中学部
 - ・ 佐賀大学教育学部附属特別支援学校
- 別紙資料2（詳しくは、佐賀大学教育学部附属特別支援学校へ問い合わせ）

7

「1 就学先（学びの場）の紹介および就学等に向けた手続き」について説明します。

ここでは、県立特別支援学校中学部について説明します。

佐賀大学教育学部附属特別支援学校については【別紙資料2】をご覧ください。なお、問い合わせや見学等の申込みについては、佐賀大学教育学部附属特別支援学校へ直接おたずねください。

佐賀市の児童生徒が就学できる県立特別支援学校

障がい種	学校名	対象となる児童生徒の障がいの程度
視覚障がい	盲学校	・両眼の視力がおおむね0.3未満または視力以外の視機能障がいが高く、拡大鏡等を使っても通常の文字や図形の認識が著しく困難な程度
聴覚障がい	ろう学校	・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等の使用によっても通常の話し声を聞こえることが著しく困難な程度
知的障がい	大和特別支援学校 金立特別支援学校（※8年度以降予定）	・知的発達遅れが大きく、他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻りに援助が必要な程度 ・知的発達遅れが見られ、社会生活への適応が著しく困難な程度
肢体不自由	金立特別支援学校	・補装具によっても歩行、筆記、学習に必要な姿勢の保持等、日常生活における基本的な動作が困難な程度または常時の医学的観察指導が必要な程度
病弱	中原特別支援学校	・慢性的呼吸器疾患、腎臓疾患および神経疾患、悪性新生物その他の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度 ・身体虚弱の状態が継続して、生活規制を必要とする程度

8

特別支援学校は、それぞれ障がい種が決まっています。障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として、より専門的な教育を行う学校です。

佐賀市の児童生徒が入学できる県立特別支援学校は、この5つの特別支援学校です。

令和8年度以降、金立特別支援学校は知的障がいの生徒も受け入れ予定です。但し、対象校は金立小、久保泉小、春日小、春日北小となっています。

特別支援学校の特徴・学級の人数(定数)

1 学校の特徴

特別支援学校
障がいの程度が比較的重い生徒を対象として、小学部・中学部・高等部が設置されていて、児童生徒の社会参加や自立に向けて、より専門的な教育が行われる。 (盲学校・ろう学校は幼稚部も併設)

2 学級の人数(定数)(小・中学部)

特別支援学校	特別支援学級
6人 (障がいがある場合は3人)	8人 (障がい種ごとに編制)

9

特別支援学校における学習(中学部)

知的障がいの特別支援学校では、知的障がいの程度に応じた2つの段階の目標に基づく特別な教育内容による教育活動

各教科等や自立活動を合わせた指導の時間
・日常生活の指導
・生活単元学習
・作業学習

教科等の学習に加えて「自立活動」の実施

知的障害特別支援学校	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校
国語	国語
社会※合わせた指導	社会
数学	数学
理科※合わせた指導	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
職業・家庭※合わせた指導	技術・家庭
外国語※合わせた指導	外国語
特別の教科 道徳※合わせた指導	特別の教科 道徳
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動

知的障がい以外の特別支援学校では、中学校の通常学級の教育内容に準じた教育活動

児童の障害の状態や特性および心身の発達段階に配慮された学習内容、学習方法

教科等の学習に加えて「自立活動」の実施

10

特別支援学校には、小学部・中学部・高等部があります。特別支援学校の小学部と中学部は、6名で1クラスが編成されます。2つ以上の障がいがある場合は3名で1クラスが編成されます。県立特別支援学校は、定員がありませんので、在籍人数が7名になると2クラスになります。

これは、特別支援学校中学部における教科等を示したものです。左の列が知的障害特別支援学校、右の列が知的障がい以外の特別支援学校の学習内容です。

知的障害特別支援学校の学習内容は、中学校の学習内容とは違うものとなります。使用する教科書も中学校とは違う、知的障害特別支援学校用の教科書(☆本等)を使用することもできます。さらに、生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいく方が効果的であることから、「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」として各教科等を合わせて授業を行うことが可能とされています。社会、理科、職業・家庭、外国語、特別の教科道徳は、単独の教科ではなく合わせた指導として学習が行われることが多いです。

知的障がい以外の特別支援学校では、中学校の通常の学級の教育内容に準じた教育活動が行われます。もちろん、生徒の障がいや特性に応じた学習内容や学習方法が工夫されています。知的障がいを合わせもつ生徒は、生徒の知的発達の状況に合わせて、知的障害特別支援学校の学習内容を学習する場合もあります。

そして、どの特別支援学校でも、生徒が自立をめざし、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動として、「自立活動」の時間が位置づけられています。

知的障害特別支援学校における学習(中学部)

知的障害特別支援学校中学部1年生の時間割例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導
2	国語・数学自立活動	国語・数学自立活動	国語・数学自立活動	国語・数学自立活動	国語・数学自立活動
3	総合的な学習の時間	保健体育	生活単元学習	作業学習	作業学習
4	保健体育	美術	生活単元学習	作業学習	作業学習
5	国語・数学	美術/日常生活の指導	音楽	作業学習	作業学習
6	生活単元学習	生活単元学習	特別活動	作業学習	作業学習

(大和特別支援学校中学部学校見学資料より)

11

これは、知的障害特別支援学校中学部の時間割例です。作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習しています。

5つの県立特別支援学校および佐賀大学教育学部附属特別支援学校については、【別紙資料1】および【別紙資料2】で紹介していますので、そちらをご覧ください。

1 就学先(学びの場)の紹介および就学等に向けた手続き

特別支援学校中学部への就学に向けた手続き

- ・ 就学までのながれ(別紙資料3)
- ・ 佐賀市教育支援委員会での意見書発行
- ・ 特別支援学校転入学相談

12

「県立特別支援学校中学部への就学に向けた手続き」について説明します。【別紙資料3】の「就学までのながれ」も合わせてご覧ください。

県立特別支援学校へ就学するには、生徒の状況について佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく意見書が必要です。

佐賀市教育支援委員会とは、支援を必要とする生徒の状況にとって最もふさわしい学びの場はどこなのかを審議、判断する機関です。

特別支援学校中学部への就学に向けた手続き

学校での様子

検査結果や診断書

佐賀市教育支援委員会

お子さんの教育的ニーズに応じた指導・支援が最も必要とされる就学先を総合的に判断される

意見書

(特別支援学校への就学、転学が適当と判断する)

※県立特別支援学校中学部への就学には、佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書(特別支援学校への就学が適当)が必要

13

佐賀市教育支援委員会の委員は、医師、大学の先生、特別支援教育に携わる先生たちで構成されています。

佐賀市教育支援委員会では、一人一人の生徒について、学校での状況を検査結果、診断書等をもとに、委員が慎重に審議、判断し生徒の教育ニーズに応じた指導・支援が最も受けられる就学先を総合的に判断します。そして、生徒の状況に応じた最も適当だと考えられる就学先(学びの場)を意見書という形で示されます。

県立特別支援学校への就学には「特別支援学校への就学、転学が適当と判断する。」という意見書が必要です。

県立特別支援学校への就学についての審議は、第4回教育支援委員会【11月6日(木)】までで終了しますので、8月末を目途に、特別支援学校への就学の意向を決定し、佐賀市教育支援委員会の審議に必要な報告書や診断書を準備していただくようお願いいたします。

佐賀市教育支援委員会の審議に必要な検査報告書や診断書

障害種 添付資料	特別支援学校・特別支援学級						通級指導教室	
	視覚	聴覚	知的	自閉症・ 情緒学級	病弱	肢体不自由	ことば	まなび
知能検査結果・報告書 (田中ヒネー・wisc等)			○	○			○	○
検査結果・報告書 (視力・聴力・ことば等)	○	○					○	
診断書				○	○	○		○ キエックシート

特別支援学校への就学に向けては早めの準備
(8月末を目途に)をお願いします

相談機関一覧【別紙資料4】

14

特別支援学校中学部への就学に向けた手続き

県立特別支援学校転入学相談【8月下旬～10月】

- 期 日
 - ・ 8月下旬～10月 (各県立特別支援学校が設定する日)
- 場 所
 - ・ 各県立特別支援学校
- 参加者
 - ・ 児童本人、保護者、学校の先生
- 注意事項
 - ・ 県立特別支援学校への就学を希望される場合は、必ず転入学相談を受けることが必要
- 申込み
 - ・ 県立特別支援学校の転入学相談については、学校教育課から小中学校へ連絡
 - ・ 転入学相談の申込みは、在籍小学校を通じて学校教育課へ申込み

15

特別支援学校を見学する場

県立特別支援学校の学校見学会【6月～7月】

- 対 象 (小学6年生および保護者)
 - ・ 次年度に特別支援学校への入学を視野に入れている方で、県立特別支援学校の見学を希望される方
- 見学日
 - ・ 各県立特別支援学校の見学日は、小学校を通じてお知らせ
- 内 容
 - ・ 各特別支援学校の学校概要説明
 - ・ 特別支援学校の教育内容等の説明
 - ・ 特別支援学校の施設等の見学
- 申込み
 - ・ 小学校へ申込み

佐賀市教育支援委員会での審議には、生徒の状況が分かる検査結果や診断書等が必要です。たとえば、知的障害特別支援学校への就学を審議する場合は知能検査報告書が必要です。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校への就学を審議する場合は、診断書や検査結果報告書が必要です。

知能検査報告書につきましては、生徒の最新の状況を知るため、審議時の学年を含め3年以内に実施したものをお願いしています。準備する書類によっては、時間がかかるものもあり、計画的に早めに準備をお願いします。

相談機関の一覧は【別紙資料4】に掲載していますので、参考にしてください。

県立特別支援学校への入学には、「佐賀市教育支援委員会の審議による意見書発行」に加えて、「県立特別支援学校転入学相談」を受けることが必要です。

「県立特別支援学校転入学相談」を受けたら必ず特別支援学校へ入学しないといけないということはないですが、特別支援学校へ入学するには、必ず転入学相談を受けておくことが必要です。

「県立特別支援学校転入学相談」は、各特別支援学校が設定する日に、実施されます。各県立特別支援学校の転入学相談の期日については、学校を通じてお知らせします。

「県立特別支援学校転入学相談」の参加については、在席小学校へ申し込んでください。

次年度特別支援学校中学部への入学を検討されている方で、特別支援学校の見学を希望される小学6年生児童および保護者の方を対象に「県立特別支援学校の学校見学会」が実施されます。

「特別支援学校の学校見学会」の内容は、各特別支援学校の概要説明や特別支援学校の教育内容等の説明および特別支援学校の施設見学です。各県立特別支援学校の学校見学会の期日については、小学校を通じてお知らせします。参加を希望される方は、小学校へ申し込んでください。

「佐賀大学教育学部附属特別支援学校の学校見学会」については、【別紙資料2】をご覧ください。

